令和8年度水質検査計画

北杜市は、甲府盆地の北西部に位置し、北は八ヶ岳連峰、北東は秩父山地、東は茅ヶ岳、南西は甲斐駒ケ岳から連なる南アルプスと周囲を山々に囲まれた、美しい自然環境を有する地域です。

そこに暮らす市民や訪れた皆様が安心して水道水をお使いいただけるよう「水質検査計画」を策定いたしました。

～須玉町　東小尾浄水場～

水質検査計画の内容

1　基本方針
2　水道事業の概要
3　水道水源等の状況
4　水質検査の頻度
5　臨時の水質検査
6　水質検査の方法
7　水質検査計画及び検査結果の公表
8　関係機関との連携

北杜市上下水道局

1　基本方針

本計画は、水道水の安全性確保と、供給する水道水の適正な自己管理の強化を目指し、使用者の皆様が安心して利用できることを目的としています。

皆様に安全で良質な水道水をお届けするため、次のとおり水質検査を行い、水道水の安全性について確認を行います。

（1） 採水地点

水質検査は、水道水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び配水施設に加え、各浄水場及び配水池の取水地点又は水源（原水）で行います。

（2） 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務付けられている「水質基準項目」、水質管理上留意すべきとされる「水質管理目標設定項目」などの他、水質管理上必要と判断した項目について行います。

（3） 検査頻度

水質検査は、過去の検査結果や水源の状況等を考慮し、地点ごとに検査頻度を定めています。

（4） その他

水質検査は、毎日行う「毎日検査」については市職員や委託者が行い、それ以外の検査については、環境省登録検査機関に委託します。

2　水道事業の概要

（1） 給水状況

項　　目	明野町	須玉町	高根町	長坂町	大泉町	小淵沢町	白州町	武川町
人　　口	4,323人	5,256人	9,058人	8,780人	5,424人	5,869人	3,514人	2,880人
給水人口	4,176人	5,077人	8,750人	8,481人	5,240人	5,669人	3,395人	2,782人
普　及　率	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%
給水戸数	2,220戸	3,218戸	5,663戸	5,855戸	5,398戸	4,505戸	1,936戸	1,599戸
1日平均給水量	2,501m3	2,883m3	6,083m3	5,909m3	4,992m3	4,472m3	1,672m3	1,323m3
1日最大給水量	2,477m3	2,781m3	7,059m3	6,301m3	5,129m3	4,759m3	2,011m3	1,024m3
年間給水量	912,793m3	1,052,459m3	2,220,442m3	2,156,826m3	1,821,962m3	1,632,311m3	610,428m3	482,983m3

項　　目	合　計		
人　　口	45,104人		
給水人口	43,570人	・・・	（令和7年 3月31日　現在）
普　及　率	96.6%	・・・	（令和7年 3月31日　現在）
給水戸数	30,394戸	・・・	（令和7年 3月31日　現在）
1日平均給水量	29,836m3	・・・	（令和6年度）
1日最大給水量	31,541m3	・・・	（令和6年度）
年間給水量	10,890,204m3	・・・	（令和6年度）

（2） 水源等の概要

地区名、配水系統名、水源の種類等を表にまとめました。

「表1－1～表1－3」参照

3 水道水源等の状況

（1） 水源及びその周辺状況

本水道は、深井戸地下水、湧水、伏流水、表流水を使用しているほか一部では、用水供給事業者から受水しています。

「峡北地域広域水道企業団」

塩川浄水場系 ⇒ 明野町 ・ 須玉町

大門浄水場系 ⇒ 高根町 ・ 長坂町 ・ 大泉町 ・ 小淵沢町

（2） 原水及び浄水の水質状況

過去の水質検査結果では、浄水については水質基準に適合しており、安全で良質な水といえます。水源が地下水や湧水のところは、地質に由来するミネラル分を多く含むため、硬度や蒸発残留物などがやや高めとなっています。また、地質由来と思われる硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、ヒ素が検出されるところがあります。いずれも基準値以下であり、問題はありませんが定期的に監視しています。

表流水・伏流水のところでは、通常では良質な原水ですが降雨量により、色度や濁度変化が生じることがあります。

（3） 水質管理上の留意点

地下水は、いったん汚染されると浄化されるまでに非常に長い年月を要します。このため代替水源の確保等が必要となります。現在、水源周辺の地下水汚染はありませんが、山梨県森林環境部が実施している「地下水測定」などの結果から、周辺地下水の汚染状況を把握し、水源の監視強化を図っていきます。

表流水・伏流水は、季節による水質変動や降水量による高濁度時などの浄水管理に注意が必要です。

4 水質検査の頻度

（1） 検査の項目

給水栓（蛇口）及び配水施設における検査は、水道法で検査が義務付けられている「毎日検査」及び「水質基準項目」があります。

①「毎日検査」〈3項目〉

色、濁り、消毒効果に関する検査。

②「水質基準項目」〈52項目〉 **「表2―1～表2－8」 参照**

法令で義務付けられた項目で、基準値以下で給水することになっています。

（2） 検査地点及び検査項目

①「毎日検査」

給水区域内の給水栓（蛇口）83箇所において1日1回検査をします。

② 「水質基準項目検査」

給水区域内の給水栓（蛇口）及び配水施設67箇所において、項目ごとに定めた検査頻度で検査を行います。

（3） 水質管理上の必要性から行う検査

① 「原水検査」

原水は、市内74箇所の取水地点において、水質基準52項目から消毒副生成物（塩素消毒により非意図的に発生する恐れのある項目）11項目と味1項目を除いた40項目について年1回検査を行います。

② 「クリプトスポリジウム指標菌検査」 「表3」 参照

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく方法」により、原水におけるクリプトスポリジウム（ジアルジアを含む）の汚染指標として、大腸菌と嫌気性芽胞菌の検査を原水検査に合わせて定めた頻度で行います。

クリプトスポリジウムは、病原性微生物です。

③ 「水質管理目標設定項目」 「表4」 参照

「水質基準に関する省令に基づく方法」により検査を行います。

将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水質管理上必要とした項目についての検査です。

二酸化塩素と農薬類は除きます。

5 臨時の水質検査

（1） 臨時の水質検査を行う要件

臨時の水質検査は、次の場合に実施します。

① 水源の水質が著しく悪化したとき。
② 水源に異常があったとき。
③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
④ 浄水過程で異常があったとき。
⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
⑥ その他特に必要があると認められるとき。

（2） 検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度及びその他必要な項目を検査します。

6 水質検査の方法

毎日行う検査については浄水管理の一環として、市が検査します。それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であること及び緊急時の対応も含めて、環境大臣の登録を受けた検査機関に委託します。

なお、水質検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省及び環境省が定める方法」）により行います。

7　水質検査計画及び検査結果の公表

（1） 公表

水質検査計画は、年度ごとの3月末までに策定し、上下水道施設課窓口及び市ホームページにてご覧いただけます。

水質検査結果は、上下水道維持課窓口及び市ホームページにてご覧いただけます。

（2） 水質検査計画の見直し等

水質検査結果の公表や、市民の皆様からのご意見を参考にさせていただきながら次年度の水質検査計画に反映させていただきます。

8　関係者との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあったときは、国・県（衛生薬務課、中北保健福祉事務所（中北保健所））、近隣水道事業体などの関係機関との情報網を活用し、速やかな情報交換をするとともに、登録検査機関とも連携して迅速な対応をします。

この計画についてご意見をお寄せください。

■　お問い合わせ先　〈水質検査計画に関すること〉
北杜市上下水道局　上下水道施設課
〒408-8511　山梨県北杜市高根町村山北割3261
TEL ; 0551 - 42 - 1343 ・FAX ; 0551 - 42 - 1444
URL:http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/
E-mail:info@city.hokuto.yamanashi.jp

■　お問い合わせ先　〈水質検査に関すること〉
北杜市上下水道局　上下水道維持課
〒408-8511　山梨県北杜市高根町村山北割3261
TEL ; 0551 - 42 - 1344 ・FAX ; 0551 - 42 - 1444
URL:http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/
E-mail:info@city.hokuto.yamanashi.jp

水源等の概要　　「表1-1」

明野町	Akeno					
地区名	明野地区					浅尾原地区
配水系統	上神取配水池系	上手低区配水池系	上手高区配水池系	永井原配水池系	小笠原第1配水池系	浅尾原配水池系
水源名	塩川ダム水源 上神取水源	塩川ダム水源 辺見水源	塩川ダム水源 中込水源	塩川ダム水源 永井原水源	塩川ダム水源 小笠原水源	塩川ダム水源 浅尾原水源
水源の種類	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水
備考	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水を含む

須玉町	Sutama					
地区名	若穂・穴平・東向地区		新沢和地区	大和・下津金地区	桑原地区	仁田平地区
配水系統	若穂第1若神子配水池系	若穂第2穂足配水池系	新沢和配水池系	大和配水池系	桑原配水池系	仁田平配水池系
水源名	塩川ダム水源 若神子水源 (若穂第4)	塩川ダム水源 穂足水源 (若穂第5)	塩川ダム水源	塩川ダム水源	塩川ダム水源 桑原水源	仁田平水源
水源の種類	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水	ダム水	ダム水	ダム水 伏流水	湧水
備考	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水	

地区名	小池平・両組・江草中央地区	中村地区	岩下地区	比志地区	東小尾地区・日向地区	塩川地区
配水系統	小池平配水池系	中村配水池系	岩下配水池系	比志配水池系	東小尾浄水場系	塩川配水池系
水源名	塩川ダム水源	中村水源	岩下水源	比志水源	東小尾水源(本谷川)	塩川水源
水源の種類	ダム水	湧水	湧水	湧水	伏流水	湧水
備考	峡北地域広域水道企業団(塩川系)からの受水				ろ過方式による浄水	

地区名	黒森地区	御門地区・神戸地区		和田地区
配水系統	黒森配水池系	神戸配水池系	御門配水池系	和田配水池系
水源名	黒森水源 和田水源	御門水源		和田水源
水源の種類	表流水 湧水	湧水		湧水
備考	ろ過方式による浄水	ろ過方式による浄水		

高根町	Takane					
地区名	長沢地区	原長沢地区			中央地区	
配水系統	長沢配水池系	原長沢配水池系	原長沢上配水池系	玉山配水池系	三ツ子沢配水池系	中央北配水池系
水源名	大門ダム水源 長沢水源	大門ダム水源	原長沢上水源	玉山上水源 玉山水源	三ツ子沢水源	大門ダム水源 中央北水源
水源の種類	ダム水 湧水	ダム水	深井戸地下水	深井戸地下水	湧水	ダム水 深井戸地下水
備考	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む				峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む

地区名	中央・東井出・五町田・黒沢地区
配水系統	中央西配水池系
水源名	大門ダム水源 中央西水源 中央西北水源
水源の種類	ダム水 深井戸地下水
備考	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む

「表1-2」

地区名	清里・学校寮・清里の森地区					浅川地区
配水系統	八ヶ岳配水池系	念場原配水池系	清里駅前配水池系	八ヶ岳観光開発配水池系	第2受水池兼第1配水池系	浅川配水池系
水源名	大門ダム水源 八ヶ岳湧水水源	大門ダム水源 念場原西水源 念場原東水源	大門ダム水源 清里駅前井戸水源	八ヶ岳観光開発利水水源	大門ダム水源 清里駅前湧水水源 清里の森水源 学校寮上水源 学校寮水源	浅川水源
水源の種類	ダム水 湧水	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水	深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水 湧水	湧水
備考	峡北地域水広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	峡北地域水広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	峡北地域水広域水道企業団(大門系)からの受水を含む		峡北地域水広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	

ー

長坂町	Nagasaka				
地区名	小荒間・北部地区			日野春地区	長坂地区
配水系統	女取配水池系	姥ケ懐1配水池系	姥ケ懐2配水池系	日野春配水池系	長坂配水池系
水源名	女取水源	姥ケ懐水源		大門ダム水源 日野春第1水源 日野春第2水源	女取水源 大門ダム水源 長坂第1水源 長坂第2水源
水源の種類	湧水	湧水		ダム水 深井戸地下水	湧水 ダム水 深井戸地下水
備考		第1滅菌室→高区配水池	第2滅菌室→給水	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む

大泉町	Oizumi					
地区名	大泉地区					
配水系統	第1配水池系	第2配水池系	泉下配水池系	泉原配水池系	井富配水池系	ホーキ沢配水池系
水源名	大泉水源	大泉水源	大泉水源	泉原水源	大門ダム水源 井富(カブト岩)水源 井富(井戸)水源	大門ダム水源 ホーキ沢(湧水)水源 ホーキ沢(井戸)水源
水源の種類	湧水	湧水	湧水	ダム水 湧水	ダム水 湧水 深井戸地下水	ダム水 湧水 深井戸地下水
備考					峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む

地区名	大泉地区					
配水系統	大開配水池系	石堂配水池系	スキー場配水池系	宮上配水池系	まきば公園配水池系	並木上配水池系
水源名	大開水源 大門ダム水源 ホーキ沢(湧水)水源 ホーキ沢(井戸)水源	石堂水源 大開水源 大門ダム水源 ホーキ沢(湧水)水源 ホーキ沢(井戸)水源	スキー場水源	宮上水源	まきば公園水源	大門ダム水源 並木上湧水水源 並木上井戸水源
水源の種類	深井戸地下水 ダム水 湧水	深井戸地下水 ダム水 湧水	深井戸地下水	深井戸地下水	深井戸地下水	ダム水 湧水 深井戸地下水
備考	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む				峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む

「表1-3」

小淵沢町	Kobuchisawa					
地区名	西地区	西・東地区		東地区		
配水系統	西地区第2配水池系	西地区第3配水池系	大東豊第3配水池系	大東豊第1配水池系	大東豊第2配水池系	東部第2配水池系
水源名	大門ダム水源 西地区第1水源	大門ダム水源 大平水源		大門ダム水源 大平水源	大門ダム水源 大東豊第3水源 大平水源	東部第2水源 篠原白樺平水源
水源の種類	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水		ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水	深井戸地下水
備考	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む		峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む		

地区名	東地区				
配水系統	篠原配水池系	上笹尾高地区配水池系	上笹尾低地区配水池系	東部第1配水池系	篠原白樺平配水池系
水源名	大門ダム水源 篠原水源	大門ダム水源 大平水源	大滝湧水水源	篠原白樺平水源	
水源の種類	ダム水 深井戸地下水	ダム水 深井戸地下水	湧水	深井戸地下水	
備考	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む	峡北地域広域水道企業団(大門系)からの受水を含む			

白州町	Hakushu					
地区名	大武川地区	教来石地区	鳥原簡易地区	菅原地区		駒城地区
配水系統	大武川配水池系	教来石配水池系	鳥原配水池系	菅原簡水田沢配水池系	菅原簡水竹宇配水池系	駒城配水池系(横手)
水源名	大武川第3水源 大武川第4水源	教来石水源	鳥原水源	菅原第1水源(田沢) 菅原第5水源(田沢)	菅原第2水源(竹宇) 菅原第3水源(竹宇) 菅原第4水源(竹宇)	駒城第1水源(横手) 駒城第2水源(横手)
水源の種類	伏流水	深井戸地下水	深井戸地下水	深井戸地下水	深井戸地下水 湧水	深井戸地下水
備考	膜ろ過方式 による浄水					

武川町	Mukawa
地区名	武川地区
配水系統	武川配水池系 (第1・第2)
水源名	第1水源 第2水源
水源の種類	伏流水 深井戸地下水
備考	急速ろ過方式 による浄水(第1)

表1.北杜市【明野配水区】

	水質基準項目	水質基準（mg/l）	原水	蛇口における浄水検査						
			原水検査	小笠原第1	上手低区	上手高区	上神取	永井原低区	浅尾原	検査頻度を定めた理由
基01	一般細菌	集落数100以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基02	大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	－	－	－	－	－	－	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	4	4	4	**上神取、永井原低区、浅尾原は基準値の1/5を超過したため、年4回検査。 他の配水系は番号3～6と同じ理由。**
基08	六価クロム化合物	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	**番号3～6と同じ理由。**
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	
基10	シアン化物塩化シアン	0.01以下	1	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	－	－	－	－	－	－	番号3～6と同じ理由。
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	－	－	－	1	1	1	上神取、永井原低区、浅尾原、は基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系は番号3～6と同じ理由。
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	1	1	4	浅尾原で過去3年間に基準値の1/5を超過したため、年4回検査。 上神取、永井原低区、は過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系は番号3～6と同じ理由。
基14	四塩化炭素	0.002以下	1	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタンス酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	4	4	4	4	4	4	2026年度より新規基準項目のため、年4回検査。
基20	ベンゼン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	番号3～6と同じ理由。
基22	塩素酸	0.6以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基23	クロロ酢酸	0.02以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基24	クロロホルム	0.06以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基27	臭素酸	0.01以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基28	総トリハロメタン	0.1以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基31	ブロモホルム	0.09以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	-	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	番号3～6と同じ理由。
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	－	－	－	1	1	1	上神取、浅尾原、永井原低区で過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系は番号3～6と同じ理由。
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基36	銅及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	－	－	－	－	－	－	
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	
基39	塩化物イオン	200以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	1	1	－	－	－	－	小笠原第1、上手低区で過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年１回検査。 他の配水系は番号3～6と同じ理由。
基41	蒸発残留物	500以下	1	4	4	1	4	4	4	小笠原第1、上手低区、上神取、永井原低区、浅尾原で過去3年間に基準値の1/5を超過したため、年４回検査。 上手高区は過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年1回検査。
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基43	ジェオスミン	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	－	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	－	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	
基46	フェノール類	0.005以下	1	－	－	－	－	－	－	
基47	有機物（全有機炭素TOC量）	3以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基48	PH値	5.8以上8.6以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基49	味	異常でない	-	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基50	臭気	異常でない	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基51	色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基52	濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査

原水　6カ所

表2. 北杜市【須玉配水区】

	水質基準項目	水質基準（mg/l）	原水	蛇口における浄水検査															検査頻度を定めた理由
			原水検査	若穂1若神子	若穂2穂足	新沢和	大和	桑原	仁田平	小池平	中村	岩下	比志	神戸	黒森	塩川	和田	東小尾浄水場	
基01	一般細菌	集落数100以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基02	大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	4	4	4	4	－	－	4	－	－	4	－	－	4	－	4	若神子、穂足、新沢和、大和、小池平、比志、塩川、東小尾で過去3年間に基準値の1/5を超過したため、　年４回検査。 他の配水系は、他の配水系は、番号3～6と同じ理由。
基08	六価クロム化合物	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	番号3～6と同じ理由
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基10	シアン化物塩化シアン	0.01以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	桑原で過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年１回検査。 他の配水系は、番号3～6と同じ理由。
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	1	1	1	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	4	東小尾で過去3年間に基準値の1/5を超過したため、年４回検査。 若神子、穂足、新沢和、大和、小池平で過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年１回検査。 他の配水系は、番号3～6と同じ理由。
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	4	4	4	4	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－	4	若神子、穂足、新沢和、大和、小池平、東小尾で過去3年間に基準値の1/5を超過したため、年４回検査。 他の配水系は、番号3～6と同じ理由。
基14	四塩化炭素	0.002以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2026年度より新規基準項目のため、年4回検査。
基21	ベンゼン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	番号3～6と同じ理由
基22	塩素酸	0.6以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基23	クロロ酢酸	0.02以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基24	クロロホルム	0.06以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基27	臭素酸	0.01以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基28	総トリハロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基31	ブロモホルム	0.09以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	番号3～6と同じ理由。
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	1	1	1	1	－	－	1	－	－	4	－	－	－	－	4	比志、東小尾で過去3年間に基準値の1/5を超過したため、年４回検査。 若神子、穂足、新沢和、大和、小池平で過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年１回検査。 他の配水系は、番号3～6と同じ理由。
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	番号3～6と同じ理由。
基36	銅及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	東小尾で過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年１回検査。 他の配水系は、番号3～6と同じ理由。
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	番号3～6と同じ理由。
基39	塩化物イオン	200以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	比志、塩川で過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年１回検査。 他の配水系は、番号3～6と同じ理由。
基41	蒸発残留物	500以下	1	4	4	4	4	1	4	4	4	1	1	4	1	1	1	4	若神子、穂足、新沢和、大和、仁田平、小池平、中村、神戸、東小尾で過去3年間に基準値の1/5を超過したため、　年４回検査。 他の配水系は、過去3年間に基準値の1/10を超過したため、年１回検査。
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基43	ジェオスミン	0.00001以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
基46	フェノール類	0.005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
基47	有機物（全有機炭素TOC量）	5以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基48	PH値	5.8以上8.6以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基49	味	異常でないこと	－	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基50	臭気	異常でないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基51	色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基52	濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査

原水　12カ所

表3. 北杜市【高根配水区】

	水質基準項目	水質基準（mg/l）	原水	蛇口における浄水検査													検査頻度を定めた理由
			原水検査	三ツ子沢	中央西	中央北	原長沢上	原長沢	長沢	玉山	八ヶ岳	念場原	清里駅前	八ヶ岳観光開発	浅川	第2受水池兼第1	
基01	一般細菌	集落数100以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基02	大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	**番号3～9と同じ理由。**
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基08	六価クロム化合物	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基10	シアン化物塩化シアン	0.01以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	4	1	4	4	1	1	－	－	－	－	1	－	－	三ツ子沢、中央北、原長沢上で基準値の1/5を超過したため、年4回検査。 中央西、原長沢、長沢、八ヶ岳観光開発は基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系では番号3～9と同じ理由。
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基14	四塩化炭素	0.002以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基20	ペルフルオロ（オクタン-１-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタンス酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2026年度より新規基準項目のため、年4回検査。
基21	ベンゼン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	**番号3～9と同じ理由。**
基22	塩素酸	0.6以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基23	クロロ酢酸	0.02以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基24	クロロホルム	0.06以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基25	ジクロロ酢酸	0.04以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基27	臭素酸	0.01以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基28	総トリハロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基29	トリクロロ酢酸	0.2以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基31	ブロモホルム	0.09以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基36	銅及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基39	塩化物イオン	200以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	4	－	1	1	1	－	－	－	－	－	1	－	－	三ッ子沢で基準値の1/5を超過ため、年4回検査。 中央北、原長沢上、原長沢、八ヶ岳観光開発は基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系では番号3～9と同じ理由。
基41	蒸発残留物	500以下	1	4	4	4	4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	三ツ子沢、中央西、中央北、原長沢上、長沢、八ヶ岳観光開発で基準値の1/5を超過ため、年4回検査 他の配水系では基準値の1/10を超過したため、年1回検査。
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基43	ジェオスミン	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基46	フェノール類	0.005以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基47	有機物（全有機炭素TOC量）	3以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基48	PH値	5.8以上8.6以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基49	味	異常でないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基50	臭気	異常でないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基51	色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基52	濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査

原水検査　18カ所

表5. 北杜市【大泉配水区】

	水質基準項目	基準値（mg/l）	原水	蛇口における浄水検査												検査頻度を定めた理由
			原水検査	第1	第2	泉下	泉原	井富	ホーキ沢	大開	石堂	スキー場	宮上	まきば公園	並木上	
基01	一般細菌	集落数100以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基02	大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基08	六価クロム化合物	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基10	シアン化物塩化シアン	0.01以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	泉原、石堂で基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系では番号3～9と同じ理由。
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	－	宮上で基準値の1/5を超過したため、年４回検査。 他の配水系では番号3～9と同じ理由。
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基14	四塩化炭素	0.002以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2026年度より新規基準項目のため、年4回検査。
基21	ベンゼン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	**番号3～9と同じ理由。**
基22	塩素酸	0.6以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基23	クロロ酢酸	0.02以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基24	クロロホルム	0.06以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基27	臭素酸	0.01以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基28	総トリハロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基31	ブロモホルム	0.09以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年4回検査）
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	スキー場で基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系では番号3～9と同じ理由。
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	番号3～9と同じ理由。
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	泉原で基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系では番号3～9と同じ理由。
基36	銅及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基39	塩化物イオン	200以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	－	－	－	1	－	－	－	1	－	1	－	－	泉原、石堂、宮上で基準値の1/10を超過したため、年1回検査。 他の配水系では番号3～9と同じ理由。
基41	蒸発残留物	500以下	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	4	1	1	石堂、宮上で基準値の1/5を超過したため、年４回検査。 その他の配水系では基準値の1/10を超過したため、　　年１回検査。
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基43	ジェオスミン	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基46	フェノール類	0.005以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基47	有機物（全有機炭素TOC量）	3以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基48	PH値	5.8～8.6	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基49	味	異常でない	－	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基50	臭気	異常でない	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基51	色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基52	濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査

原水検査　13カ所

表4. 北杜市【長坂配水区】

	水質基準項目	水質基準（mg/l）	原水	蛇口における浄水検査					検査頻度を定めた理由
			原水検査	日野春	長坂	姥ヶ懐－1	姥ヶ懐－2	女取第1	
基01	一般細菌	集落数100以下	1	12	12	12	12	12	毎月検査
基02	大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	毎月検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	－	－	－	－	－	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	
基08	六価クロム化合物	0.02以下	1	－	－	－	－	－	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	－	－	－	－	－	
基10	シアン化物塩化シアン	0.01以下	1	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	－	－	－	－	－	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	
基14	四塩化炭素	0.002以下	1	－	－	－	－	－	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	－	－	－	－	－	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	－	－	－	－	－	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	1	－	－	－	－	－	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	
基20	ペルフルオロ（オクタン-１－スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタンス酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	4	4	4	4	4	2026年度より新規基準項目のため、年4回検査。
基21	ベンゼン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	番号３～９と同じ理由。
基22	塩素酸	0.6以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基23	クロロ酢酸	0.02以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基24	クロロホルム	0.06以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基27	臭素酸	0.01以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基28	総トリハロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基31	ブロモホルム	0.09以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査項目）
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	－	－	－	－	－	
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	－	－	－	－	－	
基36	銅及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	－	－	－	－	－	
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	－	－	－	－	－	
基39	塩化物イオン	200以下	1	12	12	12	12	12	毎月検査
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	1	－	－	－	－	日野春配水系は基準値の1/10を超過したため年1回検査。　その他は番号3～9と同じ理由。
基41	蒸発残留物	500以下	1	4	1	1	1	1	日野春では基準値の1/5を超過したため年4回検査。その他の配水系は基準値の1/10を超過したため年1回検査。
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため
基43	ジェオスミン	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	－	－	－	－	－	
基46	フェノール類	0.005以下	1	－	－	－	－	－	
基47	有機物（全有機炭素TOC量）	5以下	1	12	12	12	12	12	毎月検査
基48	PH値	5.8以上8.6以下	1	12	12	12	12	12	毎月検査
基49	味	異常でない	－	12	12	12	12	12	毎月検査
基50	臭気	異常でない	1	12	12	12	12	12	毎月検査
基51	色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	毎月検査
基52	濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	毎月検査

原水　6カ所

表8. 北杜市【小淵沢配水区】

	水質基準項目	基準値（mg/l）	原水	蛇口における浄水検査									検査頻度を定めた理由
			原水検査	西地区第2	西地区第3	大東豊第1	上笹尾高地区	篠原	上笹尾低地区	大東豊第2	篠原白樺平	東部第2	
基01	一般細菌	集落数100以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基02	大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	大東豊第１において基準値の1/10を超過したため年１回検査。 他の配水系では番号3～6と同じ理由。
基08	六価クロム化合物	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基10	シアン化物塩化シアン	0.01以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	1	1	－	1	－	－	－	－	－	西地区第2、西地区第3、上笹尾高地区において基準値の1/10を超過したため年１回検査。 他の配水系では番号3～6と同じ理由。
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	－	－	1	－	1	－	1	1	1	大東豊第１、篠原、大東豊第2、篠原白樺平、東部第2において基準値の1/10を超過したため年１回検査。 他の配水系では番号3～6と同じ理由。
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基14	四塩化炭素	0.002以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基20	ペルフルオロ（オクタン-1－スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタンス酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2026年度より新規基準項目のため、年4回検査。
基21	ベンゼン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	**番号3～6と同じ理由**
基22	塩素酸	0.6以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基23	クロロ酢酸	0.02以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基24	クロロホルム	0.06以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基27	臭素酸	0.01以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基28	総トリハロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基31	ブロモホルム	0.09以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基36	銅及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基39	塩化物イオン	200以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	1	1	1	1	1	－	－	－	－	西地区第２、西地区第３、大東豊第1、上笹尾高地区、篠原は、基準値の1/10を超過したため、年１回検査。 他の配水系は番号3～6と同じ理由。
基41	蒸発残留物	500以下	1	4	1	4	4	4	1	4	1	1	西地区第２、大東豊第1、上笹尾高地区、篠原、大東豊第２は、基準値の1/5を超過したため年４回検査。 西地区第３、篠原白樺平、東部第２、上笹尾低地区は、基準値の1/10を超過したため、年１回検査。 他の配水系は３年に１度の全項目検査
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れは無く過去に検出されたことが無い（検出されてもわずかである）
基43	ジェオスミン	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基46	フェノール類	0.005以下	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基47	有機物（全有機炭素TOC量）	3以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基48	PH値	5.8～8.6	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基49	味	異常でない	－	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基50	臭気	異常でない	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基51	色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基52	濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	毎月検査

原水検査　７カ所

表6.北杜市【白州配水区】

	水質基準項目	水質基準（mg/l）	原水	蛇口における浄水検査						
			原水検査	大武川	教来石	鳥原	菅原田沢	菅原竹宇	駒城（横手）	検査頻度を定めた理由
基01	一般細菌	集落数100以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基02	大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出されたことがないため）
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	－	－	－	－	－	－	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基08	六価クロム化合物	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	
基10	シアン化物塩化シアン	0.01以下	1	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	－	－	4	－	－	－	鳥原では基準値の1/5を超過したため、年４回検査。 他の配水系は番号３～９と同じ理由。
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出されたことがないため）
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	
基14	四塩化炭素	0.002以下	1	－	－	－	－	－	－	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	－	－	－	－	－	－	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	
基20	ペルフルオロ（オクタン-１-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタンス酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	4	4	4	4	4	4	2026年度より新規基準項目のため、年4回検査。
基21	ベンゼン	0.01以下	1	－	－	－	－	－	－	番号３～９と同じ理由。
基22	塩素酸	0.6以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基23	クロロ酢酸	0.02以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基24	クロロホルム	0.06以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基27	臭素酸	0.01以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基28	総トリハロメタン	0.1以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基31	ブロモホルム	0.09以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	4	4	4	4	4	4	省略不可（年４回検査）
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	番号３～９と同じ理由。
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	－	－	1	－	－	－	鳥原では基準値の1/10を超過したため、年１回検査 他の配水系は番号３～９と同じ理由。
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出されたことがないため）
基36	銅及びその化合物	1.0以下	1	－	－	－	－	－	－	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	－	－	－	－	－	－	
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	－	－	－	－	－	－	
基39	塩化物イオン	200以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	4	－	1	－	－	－	大武川では基準値の1/5を超過したため、年４回検査。 鳥原では基準値の1/10を超過していたため、年１回検査。　他の配水系は番号３～９と同じ理由。
基41	蒸発残留物	500以下	1	1	1	1	1	1	1	全ての配水池で、 基準値の1/10を超過していたため、年１回検査。
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	－	－	－	－	－	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出されたことがないため）
基43	ジェオスミン	0.00002以下	1	－	－	－	－	－	－	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00002以下	1	－	－	－	－	－	－	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	－	－	－	－	－	－	
基46	フェノール類	0.005以下	1	－	－	－	－	－	－	
基47	有機物（全有機炭素TOC量）	3以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基48	PH値	5.8以上8.6以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基49	味	異常でない	－	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基50	臭気	異常でない	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基51	色度	5度以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査
基52	濁度	2度以下	1	12	12	12	12	12	12	毎月検査

原水　10カ所

表7.北杜市【武川配水区】

	水質基準項目	水質基準（mg/l）	原水	蛇口における浄水検査	検査頻度を定めた理由
			原水検査	武川配水系	
基01	一般細菌	集落数100以下	1	12	毎月検査
基02	大腸菌	検出されないこと	1	12	毎月検査
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	－	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	1	－	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	1	－	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	－	
基08	六価クロム化合物	0.02以下	1	－	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	－	
基10	シアン化物塩化シアン	0.01以下	1	4	省略不可（年4回検査）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	－	番号３～９と同じ理由。
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	1	基準値の1/10を超過したため、年１回検査
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基14	四塩化炭素	0.002以下	1	－	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	－	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	－	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	1	－	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	－	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	－	
基20	ペルフルオロ（オクタン-1－スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタンス酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	4	2026年度より新規基準項目のため、年4回検査。
基21	ベンゼン	0.01以下	1	－	番号３～９と同じ理由。
基22	塩素酸	0.6以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基23	クロロ酢酸	0.02以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基24	クロロホルム	0.06以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基27	臭素酸	0.01以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基28	総トリハロメタン	0.1以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基31	ブロモホルム	0.09以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	4	省略不可（年4回検査）
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	－	番号３～９と同じ理由。
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	1	基準値の1/10を超過したため、年４回検査。
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基36	銅及びその化合物	1.0以下	1	－	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	－	
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	－	
基39	塩化物イオン	200以下	1	12	毎月検査
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	－	番号３～９と同じ理由。
基41	蒸発残留物	500以下	1	1	基準値の1/10を超過したため、年１回検査
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	－	原水の水質が大きく変わる恐れが少なく、過去に検出されたことがない（また、わずかしか検出された事がないため）
基43	ジェオスミン	0.00001以下	1	－	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	－	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	－	
基46	フェノール類	0.005以下	1	－	
基47	有機物（全有機炭素TOC量）	3以下	1	12	毎月検査
基48	PH値	5.8以上8.6以下	1	12	毎月検査
基49	味	異常でない	－	12	毎月検査
基50	臭気	異常でない	1	12	毎月検査
基51	色度	5度以下	1	12	毎月検査
基52	濁度	2度以下	1	12	毎月検査

備考　　原水　2カ所

令和8年度クリプトスポリジウム指標菌抽出箇所一覧

		採取場所			
	町名	配水系統	水源名	大 腸 菌 （MPN/100mℓ）	嫌気性 芽胞菌 （個/100mℓ）
1	須玉町	東小尾浄水場	東小尾水源	○	
2	須玉町	岩下配水池系	岩下水源	○	
3	須玉町	比志配水池系	比志水源	○	○
4	須玉町	御門浄水場	御門水源	○	
5	須玉町	黒森配水池系	黒森水源	○	○
6	須玉町	塩川配水池系	塩川水源	○	○
7	須玉町	和田配水池系	和田水源	○	○
8	須玉町	桑原配水池系	桑原水源	○	
9	須玉町	仁田平配水池系	仁田平水源	○	○
10	須玉町	中村配水池系	中村水源	○	○
11	長坂町	女取配水池系	女取水源	○	
12	大泉町	井富配水池系	井富(カブト岩)水源		○
13	大泉町	並木配水池系	並木上湧水水源	○	○
14	小淵沢町	西地区第一配水池系	西地区第一水源		○
15	白州町	大武川配水池系	大武川第4水源	○	

表4　水質管理目標設定項目の検査頻度

水質管理目標設定項目	目　　標	検査頻度（回/年）	
		原水取水口	給水栓（蛇口）
アンチモン及びその化合物	0 .02　mg/L以下	1	―
ウラン及びその化合物	0 .002　mg/L以下（暫定）	1	―
ニッケル及びその化合物	0 .02　mg/L以下	1	―
削除（亜硝酸態窒素）	平成26年度水質基準に格上げ	―	―
1,2-ジクロロエタン	0 .004　mg/L以下（暫定）	1	―
削除（ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ）	平成21年度水質基準に格上げ	―	―
削除（1,1,2-トリクロロエタン）	平成22年度水質管理目標設定項目より削除	―	―
トルエン	0 .4　mg/L以下	1	―
ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ（2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ）	0 .08　mg/L以下	1	―
亜塩素酸	0 .6　mg/L以下	―	1
削除　（塩素酸）	平成20年度水質基準に格上げ	―	―
二酸化塩素	0 .6　mg/L以下	―	使用していないため、検査を省略
ジクロロアセトニトリル	0 .01　mg/L以下（暫定）	―	1
抱水クロラール	0 .02　mg/L以下（暫定）	―	1
農薬類	検出値と目標値の比の和として　1以下	県の検査結果を活用	―
残留塩素	1　mg/L以下	―	毎日検査として実施
ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	10mg/L以上、100mg/L以下	水質基準項目として検査を実施	
マンガン及びその化合物	0 .01　mg/L以下	水質基準項目として検査を実施	
遊離炭酸	20　mg/L以下	1	―
1,1,1-トリクロロエタン	0 .3　mg/L以下	1	―
メチル-t-ブチルエーテル	0 .02　mg/L以下	1	―
有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3　mg/L以下	1	―
臭気強度（TON）	3　以下	1	―
蒸発残留物	30mg/L以上、200mg/L以下	水質基準項目として検査を実施	
濁度	1　度以下	水質基準項目として検査を実施	
pH値	7 .5　程度	水質基準項目として検査を実施	
腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	―
従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下（暫定	―	1
1,1-ジクロロエチレン	0 .1　mg/L以下	1	―
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1	―
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	量の和として、0.00005mg/L（＝50ng/L）	1	―

（注）黄色の網掛けは、品質管理上の必要性から行う検査を表します。